附属機関等の会議開催予定通知書

会議の名称	山口県高齢者保健福祉推進会議
議題	第八次やまぐち高齢者プランの進捗評価について
日 時	令和7年11月18日(火曜日)10:00から11:30まで
場所	共用第 3 会議室
公開状況	公 開 部分公開 非公開
部分公開の場合 そ の 区 分	公開部分
	非公開部分
非公開部分についての理由	山口県情報公開条例第23条第 号該当 ()
傍聴人の定員	5 人
会議開催前の報道 発表等の有無	あり (11月11日予定)・ なし
	当日9時30分から、会議場において先着順に受け付ける。
傍聴の受付	
※傍聴に当たって は、傍聴要領を遵 守してください。	
担当課名等	長寿社会課 地域包括ケア推進班 電話番号(083)933-2788 内線2789

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

傍 聴 要 領

山口県高齢者保健福祉推進会議

1 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

- 2 会議を傍聴するに当たり守っていただく事項
- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 会議の秩序を乱したり、議事を妨害したりしないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために 利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) その他、会議場では、会長の指示に従うこと。
- 3 会議の秩序の維持
- (1) 傍聴される方が2に掲げる事項に違反したときは、注意し、なお従われないときは、退場していただく場合があります。
- (2) 会議開催中、会場の秩序の維持ができなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。